

令和7年度認知症対応型サービス事業管理者等研修業務委託にかかる仕様書

1 委託業務名

令和7年度認知症対応型サービス事業管理者等研修業務

2 目的

認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、認知症対応型サービス事業所等を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

3 事業内容

長崎県認知症介護研修等事業実施要綱に定める認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施にかかる業務

4 実施内容

研修カリキュラム（別紙1、2、3）の各単元時間数及び長崎県認知症介護研修等事業実施要綱別紙1の（3）（4）（5）の「目的及び内容」に基づき、受託者に所属する認知症介護指導者の指導・監督のもと、研修の企画・調整・運営を実施すること。

なお、別紙カリキュラムの単元「地域密着型サービスの取組み」及び、「地域密着型サービス基準」において、必ず防火管理の重要性と防火対策の概要に関する説明を行い、安全管理の意識向上に努めさせること。

5 対象者及び対象者数（定員）

総定員及び各回の定員並びには、下記表1に定めるとおりとする。また、各回の定員については、受講申込状況に応じ県と協議するものとし、各研修の対象者については、別途募集要項に定めるものとする。

（表1）

研修名	総定員	開催回数	各回定員
認知症対応型サービス事業開設者研修	170名	1回／年	概ね15名 × 1回
認知症対応型サービス事業管理者研修		2回／年	概ね65名 × 2回
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		1回／年	概ね25名 × 1回

6 研修会場及び日程、実施回数等

（1）研修会場及び実施回数

研修会場及び実施方式については原則下記表2に定めるとおりとする。また、会場への公共交通機関でのアクセス等、受講者の利便性を考慮すること。

また、インターネット回線のある会場、オンラインに対応した設備を準備すること。

なお、オンライン実施にかかるサポート業務を外部に依頼することは妨げない。

(表2)

研修名	回数	研修会場	実施方式
認知症対応型サービス事業開設者研修	1回/年	県内1箇所	オンラインと集合のハイブリット方式
認知症対応型サービス事業管理者研修	2回/年	県内2箇所	オンラインと集合のハイブリット方式
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	1回/年	県内1箇所	1日目ハイブリット方式 2日目集合形式

(2) 日程

研修内容を十分修得できるよう配慮したうえで適切な時間配分を行うこと。

認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の対象者は、認知症介護実践者研修修了者としているため、開催日程等については、認知症介護実践者研修の日程を考慮することとし、開催時期、研修会場及び日程等の設定にあたっては、事前に県と協議するものとする。

7 講師の選定

受託者に所属する認知症介護指導者の指導・監督のもと、研修カリキュラム（別紙1、2、3）の各単元内容に関し十分な知識・技能を備えた講師を選定すること。

8 外部実習施設の選定等

外部実習施設の選定（認知症対応型サービス事業開設者研修）においては、長崎県内（開催地区）の指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定小規模多機能型居宅介護事業所を選定すること。

なお、選定にあたっては受講者所属事業所からのアクセスを考慮した事業所とすること。

9 研修修了、研修修了者にかかる実績報告および修了証明書の交付

- (1) 研修修了要件は、受講する研修の全カリキュラムの受講であること。
- (2) 全ての研修終了後に、研修修了者にかかる実績報告書を速やかに県へ提出すること。
- (3) 上記(2)の報告書に基づき、県が修了証を知事名で作成し、県が修了者あて発送する。

10 研修開催にかかる周知・参加者の取りまとめ等

- (1) 募集要項を作成し県へ提出し、承諾を得ること。
- (2) 上記(1)の募集要項を複写した上で、事業所等に対して郵送にて周知すること。
- (3) 周知する事業所は、募集要項に定める事業所とし、下記表3のとおり周知すること。

(表 3)

研修名	周知箇所延べ数	周知箇所数
認知症対応型サービス事業開設者研修	概ね 1 8 5 0 箇所	認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 概ね 5 0 0 箇所（5 0 0 箇所×年 1 回）
認知症対応型サービス事業管理者研修		認知症対応型通所介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 概ね 1, 2 0 0 箇所（6 0 0 箇所×年 2 回）
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 概ね 1 5 0 箇所（1 5 0 箇所×年 1 回）

(4) 周知に際して必要な事業所の所在地等の情報は県が受託者に提供する。併せて、県においてもホームページ等を活用して周知する。

(5) 事業所等に対して周知する事項は、県と協議のうえ決定する。

(6) 受講申込書は受託事業者で受け付け、書類が研修受講要件を具備しているか審査（修正提出指示等を含む）した上で、申込者名簿作成等の取りまとめを行うこと。受講決定及び受講決定通知は県が行う。

11 受講にかかる資料等について

認知症対応型サービス事業開設者研修・認知症対応型サービス事業管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修については、事前資料（研修プログラム、会場案内、外部施設実習にかかる事項等）を作成し、研修開始 7 日前までに、受講決定者あて送付すること。

12 研修の費用

研修にかかる受講者の交通費・宿泊費等については、受講者の負担とする。

13 受講料の徴収

認知症対応型サービス開設者研修・認知症対応型サービス管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講料徴収業務については、県が受講者に対し納付書により納付するように求めることとし、徴収した受講料は県の収入とする。

14 事業計画書の提出

受託者は委託契約締結後 1 4 日以内に、以下の事項を記載した実施計画書（任意様式）を県へ提出するとともに、県の承諾を得ること。

- (1) 研修カリキュラム（担当講師、講義等に関するを含む）
- (2) 研修日程について（開催日時、研修会場等に関するを含む）
- (3) 事業完了日

15 研修会開催最小催行人数について

認知症対応型サービス事業開設者研修・認知症対応型サービス事業管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の開催については、最小催行人数を4名以上とし、それに満たない場合は研修会を開催しないこととする。

その場合の委託料については、変更契約により対応するものとする。

16 その他

- 1) 研修実施回数の減（前項 15 を含む）および研修受講者数の大幅な減少など委託契約額の積算に関わる事由が生じた場合は、県と受託者において協議のうえ、変更契約を行うものとする。
- 2) 研修受講者に対し研修に関するアンケートを実施し、集計のうえ県に提出すること。
- 3) 研修終了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。その様式は県が別途定める。

認知症対応型サービス事業開設者研修カリキュラム

1 日 目			2 日 目		
教科名(区分)	目的及び内容	単元時間数	教科名(区分)	目的及び内容	単元時間数
受 付		受託者 にて実施	受 付		受託者 にて実施
オリエンテーション		受託者 にて実施	地域密着型サービス（現場体験）	・事業所や介護従事者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。	480分
認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。 ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。	60分			
認知症高齢者ケアのあり方	・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。	90分			
家族の理解・高齢者との関係の理解	・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。	60分			
地域密着型サービスの取組み	・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業所のサービス提供のあり方について理解する。	150分			
オリエンテーション ＊2日目の現場実習に向けて		10分			

※1 各研修カリキュラムの各単元時間数を確保して下さい。

※2 上記カリキュラムにおいての各単元の配置については、目安として下さい。ただし、認知症対応型サービス事業開設者研修の「地域密着型サービス（現場体験）」については、同カリキュラムの最後の単元にて実施して下さい。

認知症対応型サービス事業管理者研修カリキュラム

1 日 目			2 日 目		
教科名(区分)	目的及び内容	単元時間数	教科名(区分)	目的及び内容	単元時間数
受 付		受託者 にて実施	受 付		受託者 にて実施
オリエンテーション		受託者 にて実施	適切なサービス提供のあり方	サービス提供に当たり、下記の事項等について、 各事業所の運営・管理に必要な事項について理解 する。	
地域密着型サービス基準	- 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 - 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。	60分	適切なサービス提供のあり方 (①地域等との連携)	- 利用者の家族・地域・医療との連携 - 運営推進会議の開催	120分
地域密着型サービスの取組み	事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	90分	適切なサービス提供のあり方 (②サービスの質の向上)	- アセスメントとケアプランの基本的考え方 - ケース会議・職員ミーティング - 自己評価・外部評価の実施 - サービスの質の向上と人材育成	120分
介護従事者に対する労務管理	労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理について理解する。	60分	適切なサービス提供のあり方 (③その他)	- 権利擁護（高齢者虐待を含む）及びリスクマネジメント - 記録の重要性など	90分
			レビュー及びアンケート記入		受託者 にて実施

※1 各研修カリキュラムの各単元時間数を確保して下さい。

※2 上記カリキュラムにおいての各単元の配置については、目安として下さい。

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修カリキュラム

1 日 目			2 日 目		
教科名(区分)	目的及び内容	単元時間数	教科名(区分)	目的及び内容	単元時間数
受 付		受託者 にて実施	受 付		受託者 にて実施
オリエンテーション		受託者 にて実施	居宅介護支援計画の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。	講義 60分
総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60分			演習 240分
ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランに資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60分	レビュー及びアンケート記入		受託者 にて実施
地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60分			
チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	・小規模多機能ケアの基本にである、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分			

※1 各研修カリキュラムの各単元時間数を確保して下さい。

※2 上記カリキュラムにおいての各単元の配置については、目安として下さい。